

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 24 日

都道府県・政令指定都市交通安全対策担当
全国交通安全運動主催団体、協賛団体
全国知事会、全国市長会、全国町村会 御中
特別区長会、東京地下鉄株式会社
都道府県・政令指定都市交通対策協議会等

内閣府政策統括官
(共生社会政策担当) 付
交通安全対策担当参事官

令和 2 年春の全国交通安全運動における新型コロナウイルス感染症への適切な対応について

令和 2 年春の全国交通安全運動につきましては、本年 4 月 6 日から 15 日までの 10 日間にわたって実施する予定です。

一方、本年 3 月 20 日に行われた「第 21 回新型コロナウイルス感染症対策本部」において、内閣総理大臣から以下の発言がありました。

- 国民の皆様におかれましては、換気が悪く、多くの人が密集し、近距離での会話や発声が行われるという 3 つの条件が同時に重なるような場を避ける行動を、引き続きお願いいたします。
- 全国規模の大規模イベント等の開催については、中止、延期、規模縮小等の検討をお願いしてきたところですが、今回、専門家会議から大規模イベント等について、主催者がリスクを判断して慎重な対応が求められるとの見解が示されたことから、今後は、主催者がこれを踏まえた判断を行う場合には、感染対策のあり方の例も参考にしてください。

令和 2 年春の全国交通安全運動の実施に当たっては、別添【多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例】を参照の上、国民の命と健康を守ることを第一に、各種の媒体を活用した広報啓発活動や情報提供等を積極的に推進していただくなど、それぞれの地域の実情に応じて創意工夫を凝らした運動を展開し、交通安全意識の更なる向上に努めてください。

なお、新型コロナウイルスに関しては、日々状況が変化している現状を踏まえ、最新かつ正確な情報を収集するとともに、これらの情報に基づいた適切な対応をお願いします。

(※) 新型コロナウイルス関連情報

- 新型コロナウイルス感染症の対応について（内閣官房）

https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

- 新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

【本件担当】

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付
参事官（交通安全対策担当）付
交通安全啓発担当 茅根、石黒
〒100-8914 東京都千代田永田町1-6-1
TEL：03-6257-1449（直通）
FAX：03-3581-0902
Email: g.kotsuanzen.g5tr@cao.go.jp